

# 最終保障供給特例承認申請書

令和4年12月7日

東京電力パワーグリッド株式会社

# 最終保障供給特例承認申請書

経料発 4 第 29 号

令和 4 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金 子 禎 則

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 | 別紙に記載のとおりであります。 |
| 実 施 期 日 及 び 実 施 期 間 | 同 上             |

## 料金その他の供給条件の内容

### 1 適 用 範 囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和4年8月10日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

### 2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和5年1月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

### 3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、最終保障供給約款15（最終保障電力A）（4）、最終保障供給約款16（最終保障電力B）（4）、最終保障供給約款17（最終保障農事用電力）（3）もしくは最終保障供給約款18（最終保障予備電力）（3）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表3（市場価格調整）（2）に定める調整基準単

価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

#### 4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款15（最終保障電力A）（4）、最終保障供給約款16（最終保障電力B）（4）、最終保障供給約款17（最終保障農事用電力）（3）もしくは最終保障供給約款18（最終保障予備電力）（3）の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（イ）、（ロ）または（ハ）により算定される場合は、別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（ニ）により算定される場合は、別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

#### 5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

## 別表（燃料費調整）

## 別 表

### 別表（燃料費調整）

#### 1 燃料費調整額の算定

##### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

## (2) 燃料費調整単価

### イ 基準となる燃料費調整単価

- (イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44, 200 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (44, 200 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1, 000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44, 200 円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 44, 200 \text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1, 000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

| 平均燃料価格算定期間                     | 基準燃料費調整単価適用期間                       |
|--------------------------------|-------------------------------------|
| 令和4年9月1日から<br>令和4年11月30日までの期間  | 令和5年1月の検針日から令和5年<br>2月の検針日の前日までの期間  |
| 令和4年10月1日から<br>令和4年12月31日までの期間 | 令和5年2月の検針日から令和5年<br>3月の検針日の前日までの期間  |
| 令和4年11月1日から<br>令和5年1月31日までの期間  | 令和5年3月の検針日から令和5年<br>4月の検針日の前日までの期間  |
| 令和4年12月1日から<br>令和5年2月28日までの期間  | 令和5年4月の検針日から令和5年<br>5月の検針日の前日までの期間  |
| 令和5年1月1日から<br>令和5年3月31日までの期間   | 令和5年5月の検針日から令和5年<br>6月の検針日の前日までの期間  |
| 令和5年2月1日から<br>令和5年4月30日までの期間   | 令和5年6月の検針日から令和5年<br>7月の検針日の前日までの期間  |
| 令和5年3月1日から<br>令和5年5月31日までの期間   | 令和5年7月の検針日から令和5年<br>8月の検針日の前日までの期間  |
| 令和5年4月1日から<br>令和5年6月30日までの期間   | 令和5年8月の検針日から令和5年<br>9月の検針日の前日までの期間  |
| 令和5年5月1日から<br>令和5年7月31日までの期間   | 令和5年9月の検針日から令和5年<br>10月の検針日の前日までの期間 |

b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、c の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。

c 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

燃 料 費  
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円の場合

燃 料 費  
調 整 単 価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り,かつ,  
基準燃料費調整単価が, (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下  
回る場合

燃 料 費  
調 整 単 価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－ 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り,かつ,  
基準燃料費調整単価が, (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上  
となる場合

燃 料 費  
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価－ (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は, 次のとおりといたします。

|            | 令和5年1月の検<br>針日から令和5年<br>9月の検針日の前<br>日までの期間 | 令和5年9月の検<br>針日から令和5年<br>10月の検針日の前<br>日までの期間 |
|------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 1キロワット時につき | 3円50銭                                      | 1円80銭                                       |

(3) 燃 料 費 調 整 額

燃料費調整額は, その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料  
費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は, 平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし, 次のとおり  
といたします。

|            |       |
|------------|-------|
| 1キロワット時につき | 22銭4厘 |
|------------|-------|

### 3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

## 電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

# 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

## 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

## 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

|            | 令和5年2月分～9月分 | 令和5年10月分 |
|------------|-------------|----------|
| 1キロワット時につき | 3円50銭       | 1円80銭    |